イ　機関による評価・監視等が特定投資業務の案件決定等に適切に反映されるよう、原則として半期毎に会議を開催するとともに、必要に応じて会議を開催すること。

ウ　上記①のア及びイについて、原則として半期毎に取締役会に報告するとともに、必要に応じて報告を行うこと。

エ　構成員が、特定投資業務の案件に係る情報その他の機関の構成員であることにより会社から得た情報の管理について、適切な措置を講ずること。

六　財務大臣に対する特定投資業務の実施状況の報告等

財務大臣に対して、特定投資業務の実施状況等について、次に掲げる事項に沿って必要な報告等を適時適切に行うこととする。

⑴　個別案件の実施に当たっての報告

特定投資業務の個別案件における資金供給の対象となる事業者及び当該資金供給の内容の決定又は当該案件について保有する有価証券等の処分の決定を行うに当たっては、その内容について、財務大臣に報告すること。

⑵　機関による評価・監視についての報告

機関による上記五⑵②ウの報告の内容について、財務大臣に報告すること。

七　その他

⑴　特定投資業務において保有する有価証券等を民間金融機関等に譲渡することを通じて、民間金融機関等による成長資金の供給促進に寄与することの重要性を踏まえ、政策目的との整合性、長期収益性の確保及び特定投資業務による資金供給の対象となった事業者の事業の特性に留意しつつ、当該有価証券等をできる限り早期に民間金融機関等に譲渡するように努めること。

⑵　特定投資業務の実施状況等について、金融機関として法令等に基づき遵守すべき情報管理等に留意しつつ、国民に対し、適切に情報公開を行うこと。

⑶　特定投資業務における個別案件と関連して通常業務を実施する場合には、当該通常業務を実施するに当たって、上記二⑵に規定する資金供給の条件その他のこの特定投資指針の規定の趣旨を踏まえること。

⑷　「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和二年十二月八日閣議決定）等を踏まえ、再生可能エネルギーの推進や低燃費技術の活用等、脱炭素化又は大幅な低炭素化に資する事業等に対する成長資金供給に努めること。その際、上記二⑴①イに規定する要件の該当性については、事業者による脱炭素化又は大幅な低炭素化に資する継続的な投資（多排出産業における、脱炭素化又は大幅な低炭素化への移行に係る投資を含む。）が必要であることや、特に気候変動への対応は国際的に対処することが求められること等についても考慮しながら、判断することとする。

⑸　「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和四年六月七日閣議決定）等を踏まえ、経済成長の原動力であるイノベーションを生み出すとともに、社会課題の解決にも貢献しうる新しい資本主義の担い手であるスタートアップの育成のために、国内外のベンチャーキャピタルに対する公的資本の有限責任投資等による投資拡大に努める。かかる意図に基づき、第二号事業者が以下の要件を全て満たす場合、当該第二号事業者から資金供給を受ける内国法人事業者は上記二⑴①の要件を満たしていると認められたものとみなすとともに、当該第二号事業者からの資金供給は上記二⑵①の要件を満たしていると認められたものとみなし、また上記二⑵②イに関する確認を要しないものとする。

①　上記二⑴①の要件を満たしていると認められる事業者に投資するベンチャーキャピタルのうち、それを運用するものが同類型のファンドを適切に複数回運用した実績を有する等、適格なベンチャーキャピタルであること。

②　特定投資業務の政策目的を踏まえて適切な投資を行うことを担保するための契約締結等に同意する事業者であること。

③　会社が必要と認めるときは報告の徴収を行う等適切にフォローアップを実施することに同意するとともに、実施を担保するための契約締結等に同意する事業者であること。

④　内国法人と外国法人への投資に係る経理を区分するのに必要な情報を、会社に報告することを義務づける契約締結等に同意する事業者であること。

⑹　「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和五年十一月二日閣議決定）等を踏まえ、サプライチェーン強靱化（次世代半導体開発や重要物資の安定供給確保等）やインフラ高度化（先進的物流施設やデジタルインフラの整備等）に資する事業等に対する成長資金供給に努めること。その際、上記二⑴①イに規定する要件の該当性については、サプライチェーン強靱化・インフラ高度化に係る投資業務を遂行する上で、先進的な技術等を用いた既存の事業基盤の強化（既存の事業設備の拡張又は改良を含む。）等を通じて、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方法の導入等を行う場合があることも考慮しながら、判断することとする。また、上記二⑵①イに規定する要件の該当性については、サプライチェーン強靱化・インフラ高度化を推進する上で、内国法人事業者による国外の事業設備の新設、拡張又は改良であっても、我が国の経済全体の生産性を向上させ、経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与する場合は、当該要件を満たし得ることも考慮しながら、判断することとする。さらに、上記二⑵②ア㈠に規定する条件の適用に当たっては、サプライチェーン強靱化・インフラ高度化に係るプロジェクト等においては、大規模な投資が必要とされ民間金融機関等による十分な資金供給を行うことが困難な場合や、経済安全保障の観点から高度な情報管理が必要とされ資金供給を行う者が限定される場合があること等についても考慮して、当該プロジェクト等の遂行を図る上でやむを得ない具体的な事情の存否を判断することとする。

⑺　地方創生2.0基本構想（令和七年六月十三日閣議決定）等を踏まえ、地域課題の解決に向けた民間資金の新たな流れを創り、付加価値創出型の新しい地方経済を創生するため、次の①から③までに定める施策（以下「地域伴走支援強化策」という。）の実施を通じて、地域の特性を生かした事業活動を推進し、地域経済の自立的発展に資する事業等に対する成長資金供給に一層努めること。

①　地方公共団体や地域における金融機関等と当該地域における課題について認識を共有し、その解決を図るため協働すること。

②　当該地域における投資の拡大を図るため、地域における金融機関をはじめ成長資金の供給主体に対して積極的なノウハウの提供等を実施すること。

③　類似の課題を抱える他の地域における課題の解決を図るため、積極的な情報発信を実施すること。

また、上記二⑵②ア㈠に規定する条件の適用に当たっては、地域経済の自立的発展に係るプロジェクト等においては、地域における金融機関をはじめ成長資金の供給主体における目利きができる人材やノウハウの不足といった課題により民間金融機関等による十分な資金供給を行うことが困難な場合があること等についても考慮して、当該プロジェクト等の遂行を図る上でやむを得ない具体的な事情の存否を判断することとする。その際、当該プロジェクト等の遂行を図る上でやむを得ない具体的な事情があると認める場合は、当該資金供給の決定に当たって、上記①から③までに定める施策のいずれかの実施又はその見込みを確認するとともに、当該資金供給の実行後、地域伴走支援強化策の実施状況を適時適切に確認することとする。

㈱　この特定投資指針における用語のうち、法において定義が定められているものについては、その例による。